

教育委員会会議録

令和5年（2023年）10月定例教育委員会会議

開 会 日	令和5年（2023年）10月26日（木）／	
開 会 時 間	午後2時00分 ～ 4時40分 ／	
開 会 場 所	SPRING熊本花畑町 7階 D会議室／ ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委員会	遠藤洋路 教育長 小屋松徹彦 委員 西山忠男 委員 苦野一徳 委員 澤栄美 委員 村田慎 委員
	事務局	田口清行 教育次長 小島雅博 教育次長 中村順浩 総括審議員兼教育総務 部長 須佐美徹 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第72号 指定管理者の指定について 議第74号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について 議第75号 熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議第77号 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育 職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について 議第78号 熊本市体罰等審議会委員の委嘱について	
協 議	(1) 教育振興基本計画素案について	
報 告	(1) 令和5年第3回定例市議会報告について (2) 令和6年度（2024年度）小中一貫校への移行について	
署 名	小屋松 徹彦	
	西山 忠男	
会議録作成者	教育政策課 玉野あゆみ	

令和5年（2023年）10月 教育委員会会議録【10月26日（木）】

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長 〔公開の審議〕 遠藤洋路 教育長 遠藤洋路 教育長	令和5年10月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私の他5人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議録署名人は、小屋松委員と西山委員とします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、通知しておりました案件のうち、議第73号 令和5年度熊本市一般会計補正予算（11月補正予算）について及び議第76号 職員の懲戒処分については、取り下げております。 また、本日の議事のうち、議第72号 指定管理者の指定について、議第74号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について、議第77号 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正については、会議規則第13条第2号「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」の非公開事由に該当することから、非公開の審議が適当と思います。 議第72号、議第74号及び議第77号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成により、議第72号、議第74号及び議第77号は、非公開とします。
日程第1 前回会議録等承認	
遠藤洋路 教育長	7月26日開催の令和5年第5回臨時教育委員会会議録、7月31日開催の令和5年第6回臨時教育委員会会議録、8月4日開催の令和5年第7回臨時教育委員会会議録、8月9日開催の令和5年第8回臨時教育委員会会議録及び9月28日開催の令和5年9月定例教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。これらの会議録を承認することに、ご異議はありませんか。

	（異議なしの声） 異議なしと認め、前回会議録等を承認することに決定します。
日程第2 事務局報告の件 （1）事業・行事等報告について ○ 前回定例会議（R5.9.28）以降の事業・行事報告 ○ 今後の予定	
	《澤田伸一 教育センター所長 報告》
西山忠男 委員	今の五福小の特別賞受賞なんですが、内容について、多分、私の推測では、本田先生が校長になっていろいろICT教育を推進されたのが評価されたんじゃないかというふうに想像していますが、具体的にどういう点が評価されたのか教えていただけますか。
澤田伸一 教育センター所長	資料に時事通信社の記事を載せておりますが、先ほど申しましたように、情報活用能力では、児童がふだん使いしていると、児童によるアプリの選択等も子どもたちが主体的に選んでアプリを使っているとか、あるいは振り返りの時間にタブレットを使って行うことで学びの共有化を図っていると、そういうところが高く評価されております。 それから、地域と連携した総合的な学習の時間については、地域の活性化を図る教科横断的な系統的な学習ということで、例えば1年生では、学校探検の後、インタビューやメモを取る能力を育成しております。6年生では、地域住民と連携して歴史を学習した後に、都市デザイン課の職員を招いてまちの課題などを調べ、プレゼン形式で発表するという取組が高く評価されたということです。 今、委員ご指摘のとおり、昨年度の取組で、前本田校長先生がいろいろ取り組んだことを書かれて、受賞に至ったということでございます。
西山忠男 委員	大変すばらしいことなので、この取組が他の学校にも広まるようにお願いしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

他にご意見、ご質問はありますか。
ご発言がなければ、本件は以上といたします。

日程第3 議事

- ・議第75号 熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について

《福田衣都子 指導課長 提案理由説明》

西山忠男 委員

副校長と教頭の違いがよく分からないんですよね。なぜ教頭があるのにわざわざ副校長を置けるようにしなければならないのかということが1点と、もう一点は、副校長の権限について定めたのはどこにあるんでしょうか。教えてください。

福田衣都子 指導課長

まず、副校長と教頭の違いですが、学校教育法によれば、「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。」とあります。

一方、「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とあります。

そのため、副校長が校務をつかさどるという表現がありますとおり、従来の教頭よりも幅広い権限を持つものになります。

また、この規則の改正後に細かい権限については整理し、作成することとなっておりますので、またそのときにご報告したいと思います。

西山忠男 委員

まだよく分からないんですが、なぜ教頭ではいけないのかというのが率直な疑問なんですよね。教頭では校長の代理として執行できない校務があるということなんだろうと思うんですけど、具体的にはどういうことなんでしょうか。

福田衣都子 指導課長

幅広い専決権限を持つことができますので、例えば職員会議であるとか、校長がいない場合でも副校長が執行することができます。そのように決定権がいろいろ副校長に与えられるというところが大きな違いかと思っています。

遠藤洋路 教育長	今回の議案を提出するに当たって、教頭だと今は足りないというか、副校長が必要だから議案を出しているわけですね。その辺の背景というか、現状だと何が問題なのかというところを教えてもらえるといいかと思うんですけど。
福田衣都子 指導課長	特に必由館高校からのご依頼、ご要望も出ているところなんですけど、非常に出張等、また対外的なことが多く、学校におられない時間がとても長い。そのような場合に、教頭先生では権限がないところを、副校長が置かれることによって校長がいなくても決定することができるというところが大きいと聞いております。
遠藤洋路 教育長	必由館、城野校長から今の副校長が必要な事情というのを少し教えていただけますか。
城野実 必由館高等学校校長	実際一番大きいのは、外に出る機会が多くて決裁とかそういうものが滞ってしまうと。その部分が教頭でできるものと副校長ならできるものにはかなりの差がありまして、例えば学校評議委員会だと校長がいなくても開催することができるし、職員会議も決定事項が少ないものについては校長不在の中でもできるとか、そういうものがあります。詳細については資料があるんですけど、手元にないので、ちょっとこれ以上の説明が今はできないところです。
遠藤洋路 教育長	今のは副校長がいればそういうことができるという説明ですか。
城野実 必由館高等学校校長	はい。
遠藤洋路 教育長	分かりました。なので、副校長は校長がいないうちに校長の代理ができるけども教頭ではできないという、そういうふうな感じと理解してよろしいですか。 城野校長。 聞こえていませんか。
西山忠男 委員	聞こえていない。

遠藤洋路 教育長	指導課長、そういうことですか。
福田衣都子 指導課長	今、教育長がおっしゃったとおり、教頭ではできない、校長でないとできないところを副校長がカバーできるというところが大きいということです。
遠藤洋路 教育長	ということでしたけど、いかがですか。西山委員。
西山忠男 委員	現在、必由館は教頭2人体制ですよね。この制度になると、校長、副校長、教頭1人という体制になるのでしょうか。
福田衣都子 指導課長	今後実際にどう配置されていくかというのは、もう少し必由館高校とも協議が必要かと思っていますが、そのように認識しております。
遠藤洋路 教育長	確認ですが、そうすると副校長が1人で教頭が1人になるという、そういうことですか。分かりました。 西山委員、よろしかったですか。
西山忠男 委員	分かりました。
小屋松徹彦 委員	関連でちょっと質問させていただきます。それでは、例えば今の必由館高校の事例でいきますと、例えば校長の他に副校長2人というのは考えられないのでしょうか。 この規定でいきますと、副校長を置くことができる、3項に副校長を置くときには教頭を置かないことができるというふうに書いてあります。私はむしろこの3項は要らないんじゃないかなと思ったんですけど、今私の質問したようなことがあり得るのかどうか、そこをちょっと確認させてください。
福田衣都子 指導課長	教頭の場合は、「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」ことができるという、「必要に応じ児童の教育をつかさどる」というところが副校長にはない文言でございまして、そのような役割も違いますので、やはり教頭の役割は非常に大事なものであると認識しております。
遠藤洋路 教育長	今のは、教頭は大事だということなんですけど、副校長を置くときは教頭を置かないことができるという案になっているわ

	けなので、教頭がないこともあるということですよ。これはあえて必要なのかという質問だったかと思いますが。
福田衣都子 指導課長	その点につきましては、実際学校の運営、実情に応じて、校長先生、判断していかれるものかと思しますので、ちょっと私のほうでは今十分な答えができないところでございます。
遠藤洋路 教育長	でも議案を出しているわけですよ。だから、十分な説明がもしできないなら、説明ができるようになってから議案を出さないといけないんじゃないでしょうか。
福田衣都子 指導課長	すみません、失礼しました。文言のとおり、置かないことができるということになっておりますので、この文言のとおりで学校が決定していくものであると考えます。
遠藤洋路 教育長	だからいない場合もあるということですよ。なので、この規定からいえば、校長が1人、副校長が2人、教頭はいないという場合もあるということですよ。それは別にそれでも構わないという教育委員会としての判断だから、こう書いてあるということでもいいですよ。
福田衣都子 指導課長	はい。
城野実 必由館高等学校校長	すみません。熊本県の場合は副校長が1人なんですけど、他県の場合に副校長2人で教頭を置いていない自治体もあります。 今回のこの副校長については、実際に20学級台の高校について、熊本市にある県立高校全て副校長がついていて、できれば同じように副校長をつけてほしいという要望を出したところでした。
遠藤洋路 教育長	だから、必由館としてはこの第3項はないほうが、必ず教頭が置かれるわけですから、いいんじゃないですか。とは思っているということ、必由館の要望というよりは、教育委員会側の都合でこの条文が入っているというのはそういうことなんでしょう、きっとね。ということでよろしいですよ。 人事の都合上、教頭が置かれない場合もあり得るよというこ

	とで、ここにこのように書いてあるんだというふうに理解していますけど。
城野実 必由館高等学校 校長	そう認識しています。
遠藤洋路 教育長	もちろん高校としては置いてほしいという、それはそういうことなんだと思います。 だから、可能性としては、副校長も置くことができますから置かない場合もある。教頭が置かれる場合と、副校長と教頭両方を置かれる場合と、副校長が置かれる場合と三通りあり得るということですね。 これはあれですか、必由館だけのことでなくて、高校の、両方ですよ、2校に当てはまるので、それぞれの事情に応じて、あと人事の実際の人に応じて、例えば校長試験に受かっている人がどのくらいいるかいないかとか、教頭試験に受かっている人がどのくらいいるかいないかとか、適任者がいるかいないかということも含めて、そのときの人事の状況で副校長だけになることもあれば教頭だけになることもあるし、規定上は全部の可能性が読めるように書いてあるということなんじゃないでしょうか。ですから、ここに書いてあるけど、実際どうするかというのはそのときの状況によるわけですね。 今のところの案だと、必由館は副校長1人、教頭1人で、千原台はどうなんですか。
福田衣都子 指導課長	今のところ千原台からは特別なご希望は受けておりませんので、今後必要に応じ協議していくものと思います。
遠藤洋路 教育長	そうすると実際の配置はどうなるんですか。
福田衣都子 指導課長	実際の配置は校長先生と教頭先生2人というところになります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。千原台は教頭2人、必由館は副校長1人、教頭1人、一応そういう想定だということですね。
澤栄美 委員	質問ですけど、採用基準というのは、例えば教頭として合格されているとか、そういった基準なんでしょうか。例えば教頭

	としての採用試験に合格されていて、誰を副校長にするのかとかそういったのは学校の裁量の中で決まっていくということですか。それとも副校長として採用するための1つの何か採用基準みたいなものがあるということですか。どちらなのでしょう。
福田衣都子 指導課長	大変申し訳ありません。採用の基準について私が今把握しておりませんので、調べたいと思います。
上村清敬 教職員課長	副校長制に関しましては後ほど非公開案件で教職員課からも条例改正案を提出させていただいておりまして、そのときまたご説明しようとは思っていたんですけど、副校長への登用につきましては、現在考えておりますのは、校長試験の1次試験を合格された方以上の方を登用したいと。副校長の登用のため選考試験を設ける予定はございません。
遠藤洋路 教育長	校長の代わりに決裁をするという先ほどの話からいえば、それはやはり校長に準じる人が副校長になるんでしょうから、今の話だとそれが校長試験の少なくとも1次試験以上を通過している人だという、そういうことですかね。そういう意味でも、教頭試験を通過して教頭になっているという人よりは、高い資質というか、資格が求められると、そういうことですかね。 よろしかったですか。 小屋松委員もよろしかったですか。
小屋松徹彦 委員	ちょっとしつこいですけど、やっぱり私はこの3項はむしろ置かないほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。教頭は必置じゃないということですよ、これでいきますとね。副校長がいる場合には限定的に教頭を置かなくてもいいという、例外的な規定というふうに3項を捉えて。通常は教頭は要りますよね。だから、私はむしろ3項を外したほうがもっと広く捉えられるんじゃないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。
福田衣都子 指導課長	ご意見ありがとうございます。まず、ここでは、来年度の案もあれば、今後いろんな状況に応じ教頭を置きたい場合も出てくるかと考えます。ですので、教頭を置かないことができるということによって、置くこともできるし置かないこともできる

遠藤洋路 教育長	という判断が学校の実情に応じてできますので、こちらがあることで今後にも対応できるのではないかと考えております。 確認ですけど、教頭の仕事というのは副校長の仕事の中に含まれるんですか、それとも別なんですか。もし副校長の仕事の中に教頭の仕事というのが完全に含まれるなら、副校長がいれば教頭は要らないと、副校長が教頭の仕事を全部できるということなんでしょうから。たまたま校長試験に受かっている、あるいは1次試験受かっている人が複数いて、その2人とも副校長にふさわしいのであれば副校長2人ということもあるのかもしれないと思いますけど。副校長の仕事の中に含まれていない教頭の仕事があるなら、それをやる人を置いておかないといけないということになるかと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。
福田衣都子 指導課長	冒頭申し上げましたが、教頭の仕事の中に「必要に応じ児童の教育をつかさどる。」という文言がございます。これに対し副校長にはございません。ということで、やはりいざというときに、児童の教育に係る役割に関して、教頭であることでできることも増えていくかと思しますので、教頭が必要なときも出てくるのではないかと考えます。
遠藤洋路 教育長	今の答えだとすると、やっぱりじゃ3項は要らないということになるわけですか。つまり副校長にはできない教頭の仕事があるので教頭は必須であるという、今の答えだとそういうふうになるかと思うんですけど。
福田衣都子 指導課長	すみません、説明が悪うございました。あくまでも教頭が要ることも出てくるだろうということで、ここに、3項にありますのは、置かないことができるということで、置くこともできるし置かないこともできると両方に取れるので、こちらがあったほうがいいのかと考えております。
遠藤洋路 教育長	ここにある校務をつかさどるの中に児童の教育をつかさどるは含まれないんですか。
福田衣都子 指導課長	校務と児童の教育は違いますので、含まれないというところでございます。

遠藤洋路 教育長	それは本当ですか。校長の仕事も校務をつかさどるんですよね。校長というのは学校全体の責任者じゃないかと思うんですけど、その中には当然児童の教育も含まれているんじゃないかと思うんです。それとも校長がやっている仕事も学校の一部であって、教頭や教諭がやっている仕事に校長は責任を持っていないということですか。そうではないですよね。
福田衣都子 指導課長	教頭の場合には、児童の教育をつかさどるということで授業に携わることもあります。それに対し校長は、基本的には、基本的にはというか、授業は行いませんので、そのあたりも違ってくと思います。
遠藤洋路 教育長	ですから、もしその説明だと、校長のつかさどっている校務に授業は入らないということになりますけど、それで本当にいいんですか。そうすると校長は授業に責任を持っていないということになるんですか。
福田衣都子 指導課長	あくまでも、授業は児童の教育をつかさどるという教頭にはできますが、校長は校務をつかさどるところで授業はしないというか、教員等の役割とは違うということです。ただ、すみません、確認をさせていただければと思います。
遠藤洋路 教育長	校務をつかさどるという仕事の中に授業がもし入らないのであれば、それは校長というのは授業以外の部分に責任を持っている責任者だということになってしまいますので、そうではないんじゃないかというふうに思います。校務の中には授業が入るんじゃないかというふうに思いますので、そこは確認していただいていいですか。 もし入らないのであれば、授業の責任者は教頭で、授業以外の責任者が校長だという、そういう仕組みだということになると思いますけど、そうではないんじゃないかというふうに思いますので、確認した上で答えていただけますでしょうか。
福田衣都子 指導課長	承知いたしました。
西山忠男 委員	この規則はかなり問題があると私は思うんですよね。どこかという、教頭については置くということはどこにも書いてい

	ないんですよ、職員組織の中に。 例えば第14条のところには、学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置くと書いてありますよね。これと同じように、学校に校長、教頭を置くという文言が前になければ、教頭を置かないことができるという文言は意味をなさないわけですよ。そこに大きな問題があるんです。 それから教頭の職務、権限について何も記載がない。これは規則としては大変おかしいことで、教頭は何をすればいいんですか、どこまで何ができるんですかという問いに答えられないですよ。 ですから、一番最初に私が申し上げた副校長と教頭の違いというところで、やはり教頭についての規定がないからそういう疑問が起こってしまうんですよ。ちょっとこの規則は問題があると思います。
福田衣都子 指導課長	規則の改正後に細かい権限等については別途規定を作成する予定としているところではございますが、この書きぶりについてはもう一度確認をさせていただければと思います。
遠藤洋路 教育長	今の西山委員の指摘については、もともと学校教育法に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならないと書いてあるので、それぞれの職務については学校教育法に書いてありますので、この規則は学校教育法に書いていない部分を。
西山忠男 委員	なるほど。
遠藤洋路 教育長	この規則では熊本市のルールを定めています。ただ、提出している側がそれを理解していないのであれば、この改正を仮にここで認めても、実施していく場合にそれを理解していない人が実施するということになってしまいますので、現状、今の状況ではちょっと認められないというふうに思います。もう少ししっかり説明できるようにというか、理解した上で議案を提出しないといけないんだろうなというふうに思いますね。 他にいかがですか。よろしいですか。 これについては、指導課長からもありましたけど、もう一度提出し直すということによろしいでしょうか。
福田衣都子 指導課長	承知いたしました。

遠藤洋路 教育長

そのときには、なぜここにこれを書いてあるのか、そしてなぜここにさっき西山委員が言ったようなことが書いていないのか、それはしっかり整理してから説明できるようにしてください。

では、議第75号は一度取り下げて、もう一回提出ということをお願いします。

〔採決〕 【原案は不承認となった】

・議第78号 熊本市体罰等審議会委員の委嘱について

《中川浩二 教育政策課長 提案理由説明》

苫野一徳 委員

すみません。これまでも気づくべきだったかもしれないんですけど、なぜこの委員なのかということの例えば略歴であったり業績であったりといえますか、そういったもの、これに限らず他の審議会等々も、ないと私たち判断できないなというのを今さらなんですけどちょっと思いまして、今後はそういったこともご考慮いただけたらいいんじゃないかなと思いまして、ちょっとご提案をさせていただければと思います。

橋爪富二雄 教育政策課
教育審議員

新しい委員の委嘱につきまして、今、苫野委員がおっしゃるとおり、略歴とかどういう年齢とか含めて全部お伝えしたほうがいいのかもしれませんが、今、個人情報等もございまして、今ここでお伝えできる範囲で申し上げますと年齢とかそういったところまで、熊本市内の小中学校の保護者の方ですということ、人選につきましては、教育政策課長、それから部長、次長、教育長と十分協議をした上で慎重に進めてまいりましたということまでしか申し上げられないところです。今こういう職にいらっしゃいますとか、こういう略歴がございまして、出身やこういう学歴がございましてとか、そういうことを申し上げることが難しい状況でございまして、よろしければそれでご理解いただければと思います。

苫野一徳 委員	ありがとうございます。全く異論はもちろんありませんし、これまでも異論なく承認されてきたかと思うんですが、よくよく考えたら、ここで承認をするということであれば、何がしかのふさわしい方であるということの情報だけでもせめて、特に略歴や年齢云々ではなくて、こういった理由でこの方をぜひというようなことがないとなかなか判断が難しいなと。お名前とお仕事とか、そういうのしかないのではちょっと難しいなと思って。何か形式的にならないようにというふうに考えました。
遠藤洋路 教育長	議会で人事案件をかけるときには、今、苫野委員がおっしゃったように略歴は出しますね。提案理由の説明ということで、市長からこれこれこういう理由でこの人が適任だと考えるので提出しますという説明はあります。なのでそれは全て、議会の本会議ですから公開されているものになると思いますので、その範囲であれば個人情報とかいうことではなくて公開でできるのかなというふうに思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。
中川浩二 教育政策課長	ご指摘のとおりだと思います。こういった人物であるのか、ご承認をいただくにふさわしい人物であるのかどうかという部分については、可能な限り説明を尽くす必要があるかと思えますので、今後その部分は課題として捉えまして、しっかりご説明ができるように整えてまいりたいと思うところでございます。
遠藤洋路 教育長	もしかすると公開できない部分があるならその部分を非公開で審議するという方法もあるのかもしれませんし、いずれにしても確かにこれじゃ分らないと言われたらそのとおりだと思います。いや、いい名前でしょうとか、そういうわけにはいきませんからね。そこはご指摘を踏まえて、これからの審議の仕方は少し検討させていただければと思います。 この方はどうしますか。もう信じるということでもいいですか。先ほど橋爪さんから教育長までしっかり見た上で提出すると言われておりますので、私を信じていただけるということであればご承認いただいてもいいかと思えますけど、それはならぬということであればもう一回提出することもあり得るかと思えます。

村田 慎 委員	村田委員はいかがですか。村田委員の後任ということになるわけで。これだけの情報で何か言えと言われても難しいのかもしれませんが。 私がこの場に座るまでに、市議会でも、あるいは議会運営委員会でも何度かにわたり自分の黒歴史が堂々とネットに載って紹介をされましたので、私がどういうことをやってきたとか、年齢あるいは名前というのはいろんなところで出ておりますので、そういう承認を経ていく上である程度の情報を公開していただくというのは大切なことではないかなと思います。それは決してこの場に最終的に上がってきたときにこの場がノーと言えるためではなくて、きちんとそういう方を選びましたというのをこちらで認めさせていただくために出させていただくというのがいいのかなと思いました。もちろん後任の方に全てを託して、よろしくお願いしますというところです。
遠藤洋路 教育長	議会だから個人情報を出してもよいというような制限がもしあって、議会以外は同じことができないというんだったら、ちょっとやり方を考えないといけないのかもしれませんが、その辺はもう一度ちょっと調べていただいて、少なくとも議会に出している情報と同じ情報が教育委員会会議でも出せるのであれば、それを見た上で審議するということができればいいかと思いますので、少しそこは確認していただけますか。
中川浩二 教育政策課長	ご指摘のことを踏まえまして、例えばご就任をいただくに当たりまして、ご本人にもそういった旨をお伝えして、しっかりこの部分については説明をさせていただきたいというようなものも含めて改善をしてまいりたいと思うところでございます。
村田 慎 委員	すみません。追加で1つなんですけど、いろいろとこの場へ上げていただくときに、ある程度の情報をとは申し上げたんですが、ホームページに体罰等審議会のお名前が載るときに、最初1期目のときは、私の場合、小学校の名前も書いてありまして、一度非通知で審議についてという電話がかかってきたことがありますので、そこだけは市立小中学校の保護者のままで、できれば伏せていただいたほうがご本人を守るためにもよいかなと思います。

中川浩二 教育政策課長	確かにそういった部分のセキュリティといいますか、しっかりプライバシーを守っていくという部分では、必要のない情報というのは出さないようにしてまいりたいというふうに思います。ご指摘ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	今のご指摘を踏まえて、次の人事に関する案件からは、そのように必要な情報をできるだけ見ていただいた上で審議ができるようにしていきたいと思います。 この方については今までの形式にはなっていますが、もしよろしければご承認いただけたらというふうに思いますけど、よろしいですか。 小屋松委員もよろしいですか。 では、議第78号につきまして採決を行います。 議第78号 熊本市体罰等審議会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声）
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第78号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
日程第4 協議 ・協議（1）教育振興基本計画素案について 《中川浩二 教育政策課長 説明》	
西山忠男 委員	前回の私たちの意見を取り入れて修正していただいて、ありがとうございました。 なお追加の意見を申し上げたいんですが、申し訳ありませんが、2番のこども一人ひとりを尊重した教育の推進の 特別支援教育をはじめとする多様な教育ニーズに対応した支援の充実のところでございます。

	その4のところですが、ここに「特別な教育的支援を要するこどもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などに取り組むとともに、外国にルーツを持つこどもへの日本語指導の充実を図ります。」とあるんですけど、これ内容が全然違うものが並列されているんですよ。前半は特別支援、後半は外国にルーツを持つこどもたちへの日本語教育なんです。何かこれは文章を2つに分けていたきたいというのが1つの希望です。 それから、方向性の2の筆頭に「特別支援教育をはじめとする」と書いていただいたんですが、特別支援教育に対する記述が4番目になっていて何か随分内容的にも少ないし、ちょっともう少し1番ぐらいに上げていただいて、特別支援の内容については、もう少し書き込めないかなと思うんですよ。教員の専門性の向上というのは当然なんですけど、とにかく特別支援教育を必要とするお子さんが増えている状況で、教員自体の増員も図らなきゃいけないし、もっと徹底した指導体制が必要だと思うんですけど、その辺のニュアンスが伝わってこないんです。 この辺は野田さんにお伺いしたほうがいいのかもしれませんが、もう少し何か書き込めないんでしょうか。お願いします。
野田建男 特別支援教育室長	すみません。構成については私たちがちょっと受け持っていないものですから。でも、内容については、今おっしゃるとおり、特別支援教育の充実に向けてさらに書き込むことは可能でございます。
遠藤洋路 教育長	じゃ、具体策は教育政策課のほうでも検討してください。他にご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
苫野一徳 委員	意見の反映をありがとうございました。 これまた私もしつこいんですが、インクルーシブ教育のところなんですけど、事業概要の文章が「障がいのある人や外国にルーツを持つ人などとの共生社会の実現に向け、共に学ぶ教育を推進します。」なんですけど、これ字義どおりに読むと、障がいのある人や外国にルーツを持つ人などの共生社会がいつか実現できるように共に学ぶ教育、誰がどこでどんなふうに共に学ぶのかがよく分からなくて。読みようによっては、障がいのある人や外国にルーツを持つ人たちとともに学ぶという感じで。

	私が目指したいなと思っているのは、障がいがあるがなかろうと一緒に学ぶ、外国にルーツを持つこどもたちも、文化的背景、宗教的背景、言語的背景関係なく共に学べる、こっちに重点を置きたいなと思ひまして。だとすると、障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこどもなどが共に学ぶ教育を推進しますとやるのが多分最もストレートなのかなというふうに思ひまして。このあたりもちょっとご検討いただけたらありがたいなと思ひました。
中川浩二 教育政策課長	ご指摘ありがとうございます。確かにおっしゃられますとおりに、誰がどんなふうにというような部分を踏まえて、誰が見ても分かりやすい表現に改めさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。
村田 稔 委員	すみません。指摘とかではなくて素朴なお尋ねをさせていただきたいんですけど、施策の基本方針4、こどものいのちと権利の擁護の主な事業概要の2の、「学校の内外を問わず、こども本人や保護者等から、こどもの権利侵害に関する相談を受け付け、課題の解決を図ることで、こどもの権利を守ります。」というところ、ここは先生側からの相談はできるんですか。例えば児童相談所に行ったほうがよいような問題を、家庭の問題を抱えている場合に、第三者として先生のほうがもしかしたら気づくことがあるかもしれない、そういうときに学校の先生がこどもの権利を守るために相談をするというケースももしかしたらあるかもしれないかなと思ひたので、こども本人や保護者等というよりは大人側からという、双方ひっくるめたほうがよいかなと思ひたんですけど、いかがでしょうか。
中川浩二 教育政策課長	委員ご指摘の4の1の2の部分でございますが、こちらにつきましては、今年度、こども局が、こどもの権利を守るサポートセンター準備室が設置に向けて取組を進められておりまして、まずはその相談体制というものを具体化していくためにこの事業内容というのは書かれているところかと思うところでございます。 ただ、委員ご指摘のように、教師も相談をするというような部分は確かにあるかと思ひますので、その部分についてはこども局のご意見も伺いながら考えてまいりたいというふうに思うところでございます。

遠藤洋路 教育長	こどもの権利サポートセンターは学校からの相談も受けますということは言っているかと思しますので、今の村田委員の問いに対しては学校からの相談もできますという答えでいいような気がするんですけど、違いますか。
中川浩二 教育政策課長	そのように、学校からの相談も受け付けていただくというのは当然担保されているところでございます。すみません、言葉が足りませんでした。
苫野一徳 委員	これまでお話ししそびれていたかな、初めてお話をすることもしれないんですが、基本方針7の生涯スポーツのところなんですけど、実は前々からちょっと気になっていたところがあって、方向性2の競技力の向上というところなんですけど、悪くはないかなとは思んですが、生涯スポーツは競技力向上を第一に考えるよりは、生涯スポーツを楽しめるとか、健康維持だったり増進であったりというようなところが大きいのかなという気がしまして、ちょっとこれは皆様のご意見をお伺いしたいなと思って。 競技力向上というのをうたうと、これがまた子どもたちのほうに下りてきた場合、また競争至上主義みたいなものともつながってきちゃうんじゃないかなというふうな気もしまして、スポーツを楽しむというふうなこととかにももう少しウエイトを置いたほうが私としてはいいんじゃないかなという気がしてまして、ちょっと議論ができればなと思いました。
遠藤洋路 教育長	ここはどうなのでしょう。どこが担当して書いたんですか。スポーツ振興課ですか。
草野陽介 教育政策課副課長	市民が誰でもスポーツに親しむことができるというのは非常に重要なことでございまして、その考え方につきましては、施策の方向性の1、スポーツ機会の充実ということで、日常的にスポーツに楽しむことができる機会の拡充ということで、こういった機会の充実ということに取り組んでいくと。生涯スポーツの推進のためには、1つのきっかけとして、一流のアスリートと触れ合うような機会というのも1つのきっかけになる、そういったものも含めて競技力の向上ということで、こちらのほうに柱を1つつくらせていただいているというような状況でござ

西山忠男 委員	ざいます。 私は、苫野委員のご意見も分かるんですけど、競技力の向上はあっていいと思うんですよね。プロ野球選手になりたいというこどもたちもたくさんいるわけですし、それはあっていいと思うんだけど、やっぱりちょっと違和感があるのは、スポーツを何のためにするかということで、健康維持と健康の増進という観点がちょっと抜けているような感じがするんです。それが入ると誰でもスポーツは大事だという感じで、みんなに生涯スポーツの推進という、ここの大きな目標に合致するんじゃないかなと思うんですよ。スポーツ機会の充実のところに、もう少し健康維持や増進のためというような言葉が欲しいなというのが私の意見ですけど、いかがでしょうか。
草野陽介 教育政策課副課長	ご指摘ありがとうございます。確かに健康の維持という、それは1つスポーツをやるに当たって重要な目的であると思いますが、そこは表現をちょっと考えたいと思います。
遠藤洋路 教育長	担当部局というか、担当課の説明を聞いてみないことには意図が分からない部分もあるかと思いますので、今出たようなご意見があったということを伝えていただいて、もう一回検討していただくというのが基本なのかなとは思いますが、そういう前提でご意見いただければと思います。 実際に熊本市としてやっていることが書いてあるのでしょうかから、それは書くこと自体は問題ないんでしょうけど、位置づけというか、どういう意図で、どういう趣旨で書いてあるのかとか、周りのものとの順番とか、そういったところは少し工夫の余地があるんだろうなというふうには思いますし、今、西山委員からあったように、健康の維持増進とか、そうした趣旨がもう少し書いてあると確かにいいのかなとは思いますが。 これって、すみません、どこが担当部局なんですか。
草野陽介 教育政策課副課長	直接の担当部局は市長事務部局にありますスポーツ振興課というところが担当になりますので、今のご指摘を踏まえて原局のほうと調整して表現のほうを考えさせていただきたいと思います。
遠藤洋路 教育長	そこが、生涯スポーツと競技スポーツというか、両方を担当

	しているということなんでしょうか。じゃ、その両方のバランスといたしますか、その辺の書き方を少し。確かにこれだと、スポーツ機会の充実があって競技力の向上があってスポーツ施設の整備というのがあると、メインが競技力の向上のように見えなくもないので。当然競技力が向上したい人もいるでしょうけど、そうでない人も幅広くスポーツに親しめるというのは、1に含まれているといえはそうなのかもしれませんが、1の中にも両方あるんでしょうからね。楽しむスポーツだったり競技のスポーツだったり観るスポーツだったり様々あるんでしょうから、1が前提としてその中身を2から書いてあるなら、競技力以外のところのことについての言及ももう少しあっていいのかもしれませんね。その辺はちょっと検討していただくようにお伝えください。
西山忠男 委員	度々すみません。施策の方向性の3番、社会の持続的発展の実現に貢献する力を育む教育の推進なんですけど、これ3項目ございますが、1番の各学校の活動をというこの部分は、これは小中高全てに適用される内容なんでしょうか。 それから、2番目に民間企業等との連携によるキャリア教育と書いてありますが、これはどの学校レベルの話なのか、それがちょっとよく分からないんですけど、まずそこを教えてください。
福田衣都子 指導課長	民間企業等との連携によるキャリア教育というものは、今実際に、キャリア教育の一つの学びとして、雇用対策課と一緒にやってしごと学びWEBライブというものをしております。これは、民間企業の実際の仕事をしている方々の仕事の状況や生き方等をオンラインでつないで小中学生が学ぶというものです。あくまでもキャリア教育というのはもっと大きなもので、その一環ではございますが、そのように実際の企業の方たちとつながることもしております。そういう点で書いてございます。
西山忠男 委員	私の質問の意味は、項目1は小中高校全てに対応する内容なんでしょうか、2番はどこのレベルの学校の話ですかという意味なんですけど。
福田衣都子 指導課長	失礼いたしました。こちらも小学校、中学校を想定しております。

西山忠男 委員	であれば、高等学校、専門学校については3だけが関係するわけですね。そうしますと、この3のところで、学校の独自性と専門性を高め、「市立高等学校・専門学校改革基本計画に基づき、『市立ならでは』の魅力ある学校づくりを推進します。」とあるんですけど、魅力ある学校づくりの後に、学校づくりを推進し、地域社会に貢献する人材を育成しますというふうに変えていただけないでしょうか。 要するに、人材の育成という観点がこの文章では見えてこない。魅力ある学校をつくって生徒をたくさん集めますというふうにしか読めないんですね。魅力ある学校をつくって、そこで有用な人材を輩出するという表現にしていきたい。 もう一度申し上げます。魅力ある学校づくりを推進し、地域社会に貢献できる人材を育成しますでいかがでしょうか。
中川浩二 教育政策課長	今のご指摘のとおりに修正をかけてまいりたいと思うところでございます。
遠藤洋路 教育長	人材の育成という言い方は、好みがあるといいますか、嫌がる方もいらっしゃると思うんですね。苫野委員をはじめ。
西山忠男 委員	あ、そうですか。
遠藤洋路 教育長	そこはどうですか。 苫野委員。
苫野一徳 委員	いや、あまりこだわり過ぎてもとは思いますが、一応教育学の世界では使うときはとても慎重に使われる言葉です。人材という言い方が、社会に有用な人材、社会のための人間というような、あるいは企業のための人間というような、むしろその人個人の自立や幸せというものにウエイトを置くとあまり使わないほうがと。一応そういう傾向は教育学の中ではあるんですけど、こだわり過ぎてどうかと思いますが、もしそれだったら生徒を育成しますみたいな言い方でもいいのかなというふうには思います。
西山忠男 委員	私がそういう提案をしたのは、この施策の方向性が社会の持続的発展の実現に貢献する力を育む教育の推進となっているか

遠藤洋路 教育長	ら、それと対応させるためにそういう人材の育成というような言葉が必要じゃないかと思ったので提案したわけです。 西山委員がおっしゃるように、この項目、施策の方向性の3番のところは社会に貢献する力を育むという趣旨であるので、個人の自己実現という項目ではなくて社会のための人をつくるという、そういう意味にはなっているかとは思います。 一方で、やや厳密に言うと、多分社会の持続的発展の実現に貢献する力を育むというのは全ての児童生徒にということなんだろうとは思いますが、地域のための人材育成というと何かもう少し狭いというか、ある程度、地元就職して地元で働けるとか、何となく全員が社会、西山委員がおっしゃる意味での地域に貢献する人材ということなのかという点、少し対象範囲が違うかなという気はしますが、そのニュアンスの違いなのかもしれませんけど。どうでしょうね。
西山忠男 委員	おっしゃるように私もそこは考えたんです。地域社会に貢献するというとちょっと狭いなという感じはするんですけど、ただ現実的に、特に総合ビジネス専門学校の卒業生なんかは、多分多くの方が熊本で就職して活躍しているんじゃないかという気がしたものですから、地域社会でいいのかなと思ったんですが、どうでしょうか。
遠藤洋路 教育長	学校の意見も聞いてみますか。
西山忠男 委員	学校の意見を聞いてみましょうか。
遠藤洋路 教育長	必由館、千原台、総合ビジネス、どなたでも結構ですけど、今の点はいかがでしょうか。誰でもいいと言いにくいかな。もしあれでしたら順番で必由館からでもいいですか。 じゃ、千原台、南校長。
南弘一 千原台高等学校校長	今、西山委員からご指摘のあったとおり、本校の現状を申し上げますと、就職する生徒たちの大半が県内、熊本市内の就職が多いという現状は確かにございます。 ただ、そこで活躍することだけを目指して教育を行っているということでもないというところで、非常に難しいところではありますが、現状は、確かに本校の場合は、卒業生の方々も県

	内の財界、経済界で活躍される方が多いので、地域に根差したというところは本校の特色ではあると思いますが、もちろんグローバルに活躍することを目指して学習している生徒もおりますし、東京へ出ていったり関西方面に出ていったりしてまた視野を広げて活躍する生徒たちもおりますので、何とも難しいなというところではあります。そんなところでよろしいでしょうか。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 じゃ、必由館、城野校長。
城野実 必由館高等学校校長	南校長が言われたとおりに、地元だけではないという部分はありますので、あまり発言しづらいなと思って聞いていました。
遠藤洋路 教育長	総合ビジネス専門学校はいかがですか。
古家幸生 総合ビジネス専門学校校長	本校の使命ということで、学科改編に併せ決めた文言をご紹介したいと思います。
遠藤洋路 教育長	すみません、ちょっと待ってください。今、画面が写っていないですけど、古家校長、画面オンにできますか。
古家幸生 総合ビジネス専門学校校長	今カメラが不調のようでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。じゃ音声だけでいきますか。 じゃ、すみません、改めてお願いします。
古家幸生 総合ビジネス専門学校校長	失礼いたしました。今のご指摘ですが、本校も地元での就職が一番多いのですが、学科改編に併せ本校の使命を以下のように決めましたので、ご参考までに申し上げます。 本校の使命、「起業家精神（チャレンジ精神、創造性、探求心等）をもって、地域の持続的な発展を支え、個人の幸せと社会全体の幸せの実現を目指す人材を育成する。」と今年度から策定をしておりますので、これに基づいて人材の育成を考えていきたいと考えております。
遠藤洋路 教育長	西山委員の案は、すみません、もう一回、どういう文言でし

	たっけ。
西山忠男 委員	魅力ある学校づくりを推進し、地域社会に貢献できる人材を育成します、でした。 よろしいですか、ちょっとついでに。
遠藤洋路 教育長	どうぞ、西山委員。
西山忠男 委員	3校長先生のご意見、よく分かりました。確かに大半は地元で就職する方ということなんですけど、やはりグローバルで活躍できる人材の育成も目指していると。全くそのとおりだと思うんですね。そこを上手に書き込めればいいんですけど、市立という性格を考えると、やはり熊本市の税金を投入しているわけですから、市民から見たら熊本市に還元してもらいたいと思うのが普通じゃないかと思うので、ちょっと私は地域というのを前面に出していいんじゃないかなと思ったんです。もちろんそれだけじゃなくてグローバルに活躍できる人材も輩出したわけなんですけど、ここに書く文言としては、熊本市の教育振興基本計画ですから地域でいいんじゃないかなと思ったんです。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 施策の方向性が貢献する力を育む教育なので西山委員のおっしゃったのも、地域社会に貢献できる人材を育成しますというところを、地域社会に貢献できる力を育みますとかじゃ駄目なんですかね。
西山忠男 委員	もちろんいいです。
遠藤洋路 教育長	それなら全員にそういう力を持っていもらうという意味ではいいのかなと思いますけど、いかがですか。 じゃ、そんな感じでいいですか。 じゃ、全ての生徒に地域社会に貢献できる力、力といふかな、意欲とか意識とか、そういうことを含めてなのかもしれませんけど、力を育みますというような言い方で。 他の点も含めていかがですか。
澤栄美 委員	ちょっと気になる部分があったのが、2ページの施策の基本方針の4のこどものいのちと権利の擁護の主な事業概要の一番

	下の言葉なんですけど、児童生徒の自殺対策ですが、これ自殺防止対策ではないかなと思うんですけど。よく学校で喫煙防止教育というときに防止を忘れて喫煙教育とか言ってしまったりすることがあるので、それに似た感じで、意味は分かるんですけど、基本的には自殺防止対策が正しいんじゃないかなというのを思いました。 それともう一つ引っかかりのあるところが、基本方針の2の施策の方向性の主な事業概要、2の2の3になりますけど、「多様な学びの場の整備を進めるとともに、通級による指導の充実を図ります。」がさっきから何で引っかかるのかなというふうに思っていたのが、通級による指導、本当にしっかりここは推進してほしいなという思いがあるのでここに出ているのはすごくいいなと思うんですけど、多様な学びの場というところが何かざっくりしているなという感じがしたものですから、例えばフレンドリーオンラインとか通常のフレンドリーとか、ユア・フレンドとかいろんなものがあるわけですね。議会の議事録にも載っていましたが。そういったものがあるので、それを全部書けとは言いませんけど、こどものニーズに沿った多様な学びの場というふうにしたほうがいろんな場があるというところで、例えば不登校になっていて、こどもが大勢で学習することが苦手であれば、そこはニーズに合っていないので通常の学級ではできないというようなことも含めて、何か一言文言としてこどものニーズに沿った多様な学びの場というのが入っていたほうが、いろんな場を熊本市が準備をしているというところに近づくかなというふうに思いましたので、ちょっと気になるところ2点挙げさせていただきます。
中川浩二 教育政策課長	ご意見ありがとうございます。 まず、1点目の児童生徒の自殺対策の部分の文言につきましては、自殺防止対策というところに改めさせていただきたいと思います。 2点目のご指摘の2の2の3でございます。確かにこどものニーズに沿ったという表現を追記することでより分かりやすくなると思いますので、そのように改めをさせていただきます。
西山忠男 委員	すみません。最初の文言ちょっと気になるんですけど、自殺防止対策、防止と対策って似たような意味ですね。何か日本語として違和感があるんですけど。例えば自殺を防止する施策

苦野一徳 委員	を推進しますではどうでしょうか。防止対策というと防止に対する対策みたいに聞こえる。自殺防止に対する対策。何か日本語として変だと思うのは私だけでしょうか。 私もこの自殺対策ちょっと気になってさっき調べていたら、厚労省だったかな、ホームページでは自殺対策という言葉が実際に使われているんですよね。なので、どうも一般に使われる言葉なんだなというのがそのとき分かったんですけど、でも何かやっぱりちょっと違和感ありますよね、自殺対策って。今、西山委員がおっしゃったような言い方がいいんじゃないかなというふうな気も私はしました。
遠藤洋路 教育長	確かに自殺対策という言葉で使われてはいますね。自殺対策基本法という法律があるので、自殺対策というふうな言い方は一般に使われているということなんでしょうけど、一方で熊本市のホームページには自殺予防対策という書き方もしてありますね。
澤栄美 委員	そういう言葉が使われているとするのであれば、熊本市で使うときにはその言葉そのものじゃなくて、自殺防止に関する施策という西山委員のおっしゃったようにすると、独自の言葉の使い方かなという感じもしないんじゃないんですが、そこはお任せできたらなと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。ちょっと事務局のほうで言葉の整理をしていただけますか。お願いします。 どの言い方も間違いではないということでしょうか、何が一番分かりやすいかということでしょうかね。
苦野一徳 委員	ちょっと細かいかもしれないんですが、1の2の5と6なんですけど、1の2の5が「産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育を充実させます。」、6が「性に関する指導の充実や性的マイノリティの理解促進などを通した『いのちを大切に作る心』を育成します。」、あんまり区別がつかないというか、5の「産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し」と、ここだけがやけに具体的なんですよね、他のに比べるとすごく具体的で。もう6に融合しちゃってもいいんじゃないかなというふうな気もするんですけど。何かちょ

草野陽介 教育政策課副課長	っと5と6の区別が、あえて分ける必要あるのかなという感じがしました。
遠藤洋路 教育長	ご指摘ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり一部重複しているようなこともあるかと思いますので、より分かりやすいものにするために集約する方向で考えたいと思います。
澤栄美 委員	じゃ、その方向で。 澤委員、どうぞ。 実は私もそこはちょっと丸をつけていたところなんですけど、私は、個人的な気持ちとしては、性教育に関わってきた人間として、学校で、教員がやっぱり一番指導方法とか教育方法は長けているわけですね。それを専門家ということで、教育方法とかに関しては専門家でない方を最優先するというのはどうかなという思いをいつも持ってきたわけです。あくまで学校の教育の中で教員が子どもたちの実態を知ってやるのが基本で、誰かにお任せするというのはよくないと私は思ってきたので、ここで、とにかく産婦人科医とかを連れてくるとそれが全てオーケーになるんだというような印象も与えますので、ちょうど菅野委員もおっしゃったので、私もそこはあまりそこを表面に出さないほうが逆にいいと思います。20年近く前に東京都の特別支援学校、その当時の養護学校の指導についてのいろいろな問題があってから、性教育に関して非常にマイナスなイメージが入ってきた中で、今、健康教育課でも性に関する指導資料集を新たにまたつくるといようなところまで来ていますので、それはあくまで外部の講師の指導のためではなく、やはり学校の先生たちがするための冊子でもあるということを考えると、ここを特別取り立てて他の人にお願ひしますといような中身にしないほうが私はいいかなと思っていますので、そういう意も酌んで整理していただけたらと思います。
遠藤洋路 教育長	それも含めてお願いします。 ここの書き方は専門家による講演をするということなので、日常の授業は教員がすることが前提になって、プラスアルファでということなんだとは思いますが、まとめて書くときにはあまり先生の代わりにやるというふうに見えないようにすることが必要でしょうね。分かりました。

小屋松徹彦 委員	他にいかがですか。よろしいですか。 じゃ、すみません、私の指摘で入ったところも少しあれなんですけど、3の2ですかね、学校におけるマネジメント体制の強化というところで1から4まで書いていただいているんですけど。確かに他の項目に入れてもよさそうなものかなと思いつつ、ここに並んでいても、そういう整理もあるのかなと思って見ていましたが、1つは、2の最初に「学校だけでは解決困難な状況を改善し」ということが書いてあるんですけど、これは何か他のいろんな外部の機関であったり専門家の力を借りてという意味であれば、3番も4番も同じような趣旨の記述のように見えますので、2だけに「学校だけでは解決困難な状況を改善し」ということを書かなくてもいいのかなというふうに思いましたので、そこは取ってもいいんじゃないのかなと。 それから、「スクールソーシャルワーカーの充実を図り、教員が児童生徒に集中できる環境を整備します。」と。目的が、教員が児童生徒に集中できる環境を整備するのであれば、その手段は「スクールソーシャルワーカーだけではないと思うので、スクールソーシャルワーカーの充実を図るなど」ということになるのかなというふうに思いました。 あとは、次の3番のところ、「保護者からの相談を受け」というところも、体制の強化という文脈でここに入っているのであれば、そういう「相談体制を強化するため」とか、何か体制整備の話なんだよということが分かるような書き方のほうがより分かりやすいかなと思いました。その辺も含めてちょっと見直してもらえるといいかなと思います。 先ほど西山委員がちょっと出されましたけど、1の3の2で、民間企業等との連携によるキャリア教育の充実という部分で、「民間企業等との連携による」というのを入れさせていただいているんですけど、先ほど指導課長からのご説明がありましたけど、今のところはどちらかというとやっぱり学校主導でやられているキャリア教育が中心であって、よくよく授業等見えますと、準備等相当学校のほうも大変じゃないかなと、負担が大きいんじゃないかなという点があるので、負担軽減の意味も含めてという点と、もう一つは、地域に開かれた学校という観点からいけば、もう少し民間の企業等が学校の中に持つ役割というのを発揮してもいいんじゃないかという、そういう観点からいきますと、このキャリア教育というのは一番取り組みやす
-----------------	---

	いということもありまして、今後のキャリア教育に民間の企業あるいは民間の力を利用する、そういった観点というのをぜひ、可能性としては広げていてもらいたいなという、そういう期待を込めてこの文が入っているということをちょっと押さえておいていただきたいと思います。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 今の点は何か事務局からコメントはありますか。キャリア教育について。民間の役割というかその辺、どう捉えているのかもあれば。
福田衣都子 指導課長	本当に、小屋松委員ご指摘のとおり、キャリア教育というのは非常に大事なものであると考えております。 また、民間企業との連携ということで、先ほどはしごと学びWEBライブのことも言いましたが、ナイストライであるとか総合的な学習の時間であるとか、いろんな場合でも地域や、場合によっては企業さん、いろんなところと学校外とのつながりを大事にしながら学んでいくということを大事にしたいと考えておりますので、これからもしっかり力を入れていきたいと思っております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 小屋松委員、よろしかったですか。
小屋松徹彦 委員	ありがとうございます。
苦野一徳 委員	ちょっとよく考えたら引っかかるなと思ったんですが、先ほどの1の2の5、6のところなんですけど、6のところが「性に関する指導の充実や性的マイノリティの理解促進などを通して『いのちを大切にすること』」これ性教育と性的マイノリティの理解促進というのを同列に書いているんですけど、性的マイノリティに関しては人権のほうがもしかしたらふさわしいのかなとも思いつつ、もう一方で、性教育の先進国と言われるオランダなどでは性教育の一番の目的が人権の尊重なんですよね。その文脈の中で性教育が語られるんです。という意味ではここに入っているでもいいような気はするんですけど、何かこの辺はもう少し整理したほうがいいのかどうか、ちょっとまだどうしたらいいのかというアイデアには至っていないんですけど、少

	し気になったところではあります。 先ほどの専門家のお話もそうなんですけど、これはどこまで踏み込んでいいのかはちょっと分からないんですけど、学習指導要領に歯止め規定というのがあって、性教育に関しては妊娠の経過については取り扱わないものとするという歯止め規定があるので、日本の性教育は非常に遅れているということがずっと言われているわけです。オランダなんかでは一定以上のレベルの話になってくると結構専門家とタッグを組むんですね。日本の場合、先生がそこでちょっと萎縮するのであれば、指導要領を超えて教育してもいいんですけど、文科省もそう答えているんですけど、でもすごく萎縮するわけですね、現場は。そういう中で、専門家と組むことでもう少し細やかな教育ができることにもなるかもしれないので、このレベルの体系の中にそういったことを書き込む必要はないと思うんですけど、そういったことも踏まえて考えたときに、いずれにしても性的マイノリティを人権と捉えるのか、「いのちを大切に作る心」ということでくるのかというのが少し気になったので、もうちょっと議論を深めてもいいんじゃないかなというふうに思いました。すみません、ちょっとまとまらないのとアイデアもないままですみません。
西山忠男 委員	ご指摘のとおり難しい問題だと思うんですけど、この間、教科書の採択をしたときに、この問題に触れている教科書は比較的少なかったんですけど、2社ぐらいあったと思うんです。やはり性教育のところで性的マイノリティに関する記述がある教科書が2つぐらいあったと思うんです。それを採択されたかどうか記憶していないんですけど。ですから、教えるとしたらやっぱりそこかなという感じがしたんですけど、いかがでしょうか。あれは何の教科書でしたっけ。
澤栄美 委員	保健の教科書。
遠藤洋路 教育長	保健ですね。 澤委員、どうぞ。
澤栄美 委員	臨時教育委員会会議の議事録の中にも上がっていましたが、LGBTQという直接的な表現はなくても、生まれたときの性と違うような感じ方をする場合もありますとか、それとか

遠藤洋路 教育長

色を男女で分けていないとか、そういった配慮というかたちが教科書の中にあって、中学校の教科書採択は来年度になりますけど、中学校1年生で妊娠の過程は取り上げられています。先ほども触れた健康教育課が今取り組もうとしている性に関する指導資料集の中に、そういったものを入れるというのは可能なんじゃないかなと思います。

今ちょっと検索をしようとしていたんですけど、文部科学省が生命(いのち)の安全教育という言葉を使っているんです、性教育じゃなくて。だから命を守るという言葉あたりがここに出てきているのかなと思うんですけど、私は言葉としては性に関する指導でいいのかなと思います。

性に関する指導、いわゆる性教育で大事な部分は、苫野委員がおっしゃったようにまずは人権なんですよ。人権と性自認、それと社会でどう生きていくかという、そういった3本立てになると思うんです。だから、性に関する指導というのをどんなふうに捉えるかということに関してはここで細かくは書けないので、ここに、性に関する指導の中にはもちろん人権も含まれていると、人権なしでは人の性行為があるときに、その人の人権を考えてお互いの気持ちを通じ合わせるとするのは、イギリスの、紅茶に例えた動画が有名で、相手が紅茶を飲みたくないのに紅茶を無理やり飲ませたら駄目でしょうみたいな動画があるんですけど、そういったところも含めた上での人間関係のも入ってきますので、性に関する指導はそういうものだという認識の下であれば、ここの中に入っているのもいいし、人権のところに入れ込んでもいいのかなと思います。特に性的マイノリティという言葉が入っているのでここに入ったのかなという感じはしています。何かちょっとうまく説明できませんでしたけど。

ありがとうございます。

ここに書いてある性に関する指導ということであれば、最後の「いのちを大切に作る心」ということにつながるの分かるんですけど、性的マイノリティの理解促進というのが命を大切に作る心なのかなというのと、そうとも言えるけど、そうでないこともあるという気はしますね。

澤委員さっきおっしゃった妊娠とかそういうことでいえば命なんでしょうけど、社会生活というか、そういう面でいえば、「いのちを大切に作る心」という言い方よりは、確かに苫野委

	員がおっしゃったような人権の問題だというふうに言ったほうが分かりやすい面もあるかなと思いますよね。だから、最後の『いのちを大切にする心』を育成します」という、それはもちろん性に関する指導の一つの目的なんだと思いますけど、それだけなのかと言われるとそうじゃないかもしれない、その最後の書き方は確かに難しいですね。 「いのちを大切にする心」というのはどこから出てきた言い方なんですか。これは道德ですか。
西山忠男 委員	「いのちを大切にする心」というのは非常に広い意味で捉えるべきだとは思いますが、ここで「性的マイノリティの理解促進など」というところにつなげてあるというのは、私はこれはこれでいいんじゃないかと思うんです。というのは、性的マイノリティの人たちってものすごく苦しんでいるらしいんですよ。実際自殺する人も多いんですよ。つい数か月前、有名なタレントが自殺して大きな話題になりましたけど。やっぱりもう少し性的マイノリティに対する社会の理解が進まないという悲劇は続いていくんだろうなと思うんです。
遠藤洋路 教育長	そうですね。何か命を大切にするというふうに、今先ほど苦野委員がおっしゃったような人権感覚とかそういうことも当然入るというふうに、広く読めばですね。命に関わるのが性的マイノリティの方の悩みの全てなのかどうかということもちよっと分からない面はありますが、どうなのでしょうね。
苦野一徳 委員	1の2の2がちょうど人権なんですよ。かなりここで人権のことを書いてあるので、もしかしたらこの6を3に持っていてそのまま、しつこいかもしれませんが、命と人権を大切にするって、ちょっと分かりませんが、何となく整合性をうまく取れるようなかたちで組み替えることはできるんじゃないかなという気はします。人権という観点もここに含ませても何ら違和感はないんじゃないかなという気がいたします。
遠藤洋路 教育長	じゃ、今出た意見も踏まえて少し案を考えてみるということでいいですか。 じゃ、そのように事務局でももう一度検討してみてください。他にご意見ありますか。よろしいですか。 この教育振興基本計画は、この後のスケジュールはどんな感

	じなんでしょうか。特に次にここで議論する機会がいつなのかということも含めて、今後のスケジュールを教えてください。
中川浩二 教育政策課長	今後の予定でございますけど、11月21日の総合教育会議という場面で市長との意見交換というのが、これは教育大綱を踏まえたものでございますけど、まずございます。その後、11月の総合教育会議の議論を経ましたもの、今回ご意見をいただきましたもの等を含めて、11月の教育委員会会議の場でまたお示しができればというようなところではございます。今のところ想定ではそういったものを、11月もしくは12月に向けて準備を進めてまいりたいというところで考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 あと、前回少し出ていましたこどもの意見を聞くとかその辺のことはいかがでしょうか。
中川浩二 教育政策課長	こどもの意見を聞くために、この教育振興基本計画をこどもでも分かりやすく、易しい版というようなイメージでお話があったかと思いますが、今回、ある程度素案が整いました時点で易しい版の作成に向けて準備を進めてまいりたいと。年内にはある程度易しい版を形づくっていきたいなということで考えておりますので、12月の教育委員会会議までにはお示しができればというようなところのイメージを今持っているところでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 では、よろしいですか。 では、他にご発言がなければ本件は以上といたします。

日程第5 報告

・（1）令和5年第3回定例市議会報告について

《事前配付資料》

西山忠男 委員	教員の確保の問題が一番最後のところで議論されていたと思いますが、ペーパーティーチャーの活用についてという質問に対して、ペーパーティーチャーの発掘に努めるというようなお答えがあったかと思いますが、実際には、ペーパーティーチャーというのは、要するに免許は持っているけど採用試験は受けていないというような人たちだと思うんですね。 苫野先生、そうでしょう。
苫野一徳 委員	そうですね。
西山忠男 委員	教育学部の卒業生は大体みんな免許取って卒業するんですか。
苫野一徳 委員	はい。
西山忠男 委員	ですね。
苫野一徳 委員	はい。
西山忠男 委員	そのうち採用試験を受ける人は4割ぐらいしかいないんですね。あとの6割はどういう人たちかというと、免許は取ったけど取りあえず教員にはならず一般企業に就職したり公務員になったりという感じで、要するに自分の職業の選択として取りあえず教員は選ばなかったと、万が一、将来就職したときのために免許ぐらいを持っておこうというぐらいの気持ちの人が多んじゃないかなと思うんですけど。となると、あんまり期待できないんじゃないかなと、そういう人たちを教員にというのは期待できないような気がするんですけど、その辺は苫野委員に伺おうと思ってお尋ねしたんですが、どうなんでしょうか。
苫野一徳 委員	今、私はいろいろと考えて、それだけでよかったかなというのをちょっと考えていたんですけど、例えば結婚してお仕事辞められてみたいない場合もあるかなと思ってですね。そういう場合は、もう一回復帰したいなという場合に復帰を支援するみたいなことがあれば、もしかしたら少しは解消にも関係してくるのかなみたいなことを考えたので。ただ、それが、焼け石に水といえど焼け石に水かもしれないので、どれぐらいの実効性があるのかちょっと私も分からないですね。

遠藤洋路 教育長	教員免許を持っていて現在教職に就いていない人というくらいの意味ですので、一度も採用試験を受けていない人もいれば、今、苫野委員おっしゃったように前に教員だったけど辞めている人もいれば、何回か採用試験を受けたけど受からないから別の仕事にしたという人もいるかもしれませんし、それはそれぞれ様々かとは思いますが。 一応来てくれるというか、ペーパーティーチャー向けの説明会なり研修会なりに来てくださるということはある程度興味はあるということなんでしょうから、そこは最初から例えばいきなり担任を持つとかフルに授業するというだけでなく、何らかのかたちで、非常勤的でもいいので入っていただいて、もっといけそうだったら授業をやっていただくとか、あるいは担任もしていただくとか、臨時採用していただくとか、段階もあるのかなと思いますので、できるだけ幅広く門戸を開いておきたいなというふうには思っています。
西山忠男 委員	私が申し上げたかったのは要するに教員の確保の問題なんですけど、ペーパーティーチャーははっきり言ってあんまり数としては期待できないんじゃないかなと思うんです。それで、他のところの質問にも出ましたが、倍率がもうかなり低くなっていて、大体大学の入試でも2倍を切るともうかなり危ういという、質の確保という意味で危ういという状況なので、教員採用に関しても似たような状況になってきているんじゃないかなと思います。 それで、いろいろ手は打ってあると思うんですけど、たしか大阪かどこかでも採用試験をするとかいう話がございましたですね。そういうことで効果が上がっているのかどうか、他に何か抜本的な対策として考えられることはないのかどうか、もう一度ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
上村清敬 教職員課長	ご指摘の大阪会場につきましては、手元に詳しい数字は持っていないんですけど、今年度2回目、昨年度は1回目でした。1回目に比べると随分志願者も減っております。
西山忠男 委員	減って。

上村清敬 教職員課長

はい。2次合格者も随分減ったというところでございまして、昨年度も結果的に2次に合格しながら約半数の方は辞退されたという経緯もございます。来年度は受験日を全国统一にしようというふうに文科省もうたっておりまして、その流れに関西地方も乗るならば、もう関西で大阪会場を設ける必要はないのではないかとということで、現在のところ来年度は大阪会場は中止しようというふうに考えているところです。その他の抜本的な対策というのは正直思い浮かんでおりません。

先ほどご意見のありましたペーパーティーチャーにつきましては、残念ながら本市の場合はまだ臨採への登用までは至っていないんですけど、県におきましては百数十名の参加者があった中で18名ほど臨採として登用されているという情報もいただきまして、早速県にどういうペーパーティーチャー講習会したのかお伺いして、そのままちょっとまねして来月やってみようというふうに考えております。

来年度は、もうご存じのとおり採用試験は1か月前倒しになるんですけど、その他大学への推薦制度を設けたいとも考えております。その他、今回受験されて1次試験を合格して2次で不合格になった方は来年度は1次試験を全部免除というような、正直他の自治体ももう既にやっているようなことしかないというのが実情でありまして、他自治体も同様に教員の採用には苦慮されているところであるんですけど、我々も他都市の先進的な事例を素早くキャッチしまして、検証をして取り入れるものは取り入れて、あらゆる方策を尽くして教員の確保に努めたいと考えております。

遠藤洋路 教育長

こちらに書いてあることもそうですし、先ほどの西山委員からのご意見もそうなんですけど、教員不足というときに、採用試験の倍率の問題というのは正規の教員の問題ですね。主に先生が足りないと今言っているのは臨時採用の人が足りないということで、正規の教員になってくれる人が足りていないというよりは、正規の人を補う臨時採用の人が今いなくなっていると。ペーパーティーチャーの講習とか説明会というのは臨時採用のほうに来てほしいという対策ですよ。

先ほどの、学生向けにいろいろとか、例えば倍率を上げるという対策はもう一方であるわけなんですけど、教員採用試験の倍率を上げるのは教員不足への特効薬ではなくて、どちらかというと中長期的な話で。今日の前の人がいないというのは臨時採用

	の、そちらのほうの対策というのを両方合わせてやっていく必要があるというのが現状で、これは矛盾するところがあるというのが非常に難しい問題で、正規採用を増やすと不合格者が減りますから、臨時採用になってくれる人が減るという、今そういう状況にあるわけで、両面からの対策が必要ということなんでしょうね。 正直、熊本市は今、正規採用を増やすことのほうに優先順位を置いていますので、その分臨時採用の人数が厳しくなってくるのはある意味必然といえますか、そういうところがあるので、先ほどあったようにペーパーティーチャーでもどなたでも、とにかく今少しでも力になっていただける方を探していると、そういう状況です。
澤栄美 委員	質問なんですけど、27ページの一番上のところにパーソナルロボットの購入ということが書いてあったんですけど、私、どこかで聞いたり見たりした覚えがないので、パーソナルロボットについてちょっと教えていただけたらと思います。
吉里麻紀 総合支援課長	教育委員会会議への報告が遅れておりまして大変申し訳ありませんでした。実は、これは国の委託事業を受けまして実施をする事業でございます。9月の補正予算で予算がついております。今回2台のパーソナルロボットを導入します。ロボットは、顔のところがタブレット形式になっており、足のほうがローラーになっておりまして、こどもたちが例えば自宅にいながらもそのタブレットを通して授業に参加をしたり、例えば今でしたら授業配信はタブレットを固定するかたちでやっておりますけど、グループ活動のときには少し向き直ってグループ活動ができるような、そういったロボットです。 ただ、これを受ける生徒であったり、そしてまた学校であったりという、いろいろ課題もございますので、使用方法につきましましてはこれからまた学校などとも相談をしながら、実際、配置場所や使用方法を決めていくところでございます。
遠藤洋路 教育長	澤委員、よろしかったですか。 初めての試みなのでどうなるかは分かりませんが、やってみるのは面白いかなというか、価値はあるのかなとは思いますがね。

西山忠男 委員	タブレットの活用について、その導入効果に関する質問がかなり幾つか出ているようなんですけど、タブレットの導入に18億かったんですかね。
遠藤洋路 教育長	年間ですね。
西山忠男 委員	年間ですね。ですから、それだけお金をかけている以上は、やはりその効果について検証してほしいという意見だと思えますし、それはごもっともだと思うんですけど、なかなか難しいので直ちにはいかならないと思いますが、ただ、その答え方として、全員にタブレットを配ったということの意義は非常に大きいということを言わなきゃいけないと思うんです。市が配らなければ買えない家庭もたくさんあるはずなんですよ。ICT教育における教育格差をなくすという意味で、タブレットの配布というのはとても重要だったということを答えていただきたいなと。そういう趣旨のお答えがなかったような気がしたので、そういう感想を持ちました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 その点いかがでしょうか。
澤田伸一 教育センター所長	確かに1人1台配られたということは大変大きなことだと思いますので、その辺のところもちゃんとお伝えしていきたいと思えますし、効果検証については、委員ご指摘のとおり、非常に難しい部分もあるので、今、効果検証についても考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	確かに定量的に示すのはなかなか難しい面はあるんですけど、学校に行っても子どもにタブレットがあるのとなないのとどっちがいいと聞いてみるとか、何の役に立っているかと聞いてみるのが一番いい効果なのかもしれませんけど。 これは議会に対してもそうですし、市民の皆さんに対しても説明責任というものはあると思いますので、説明がしっかりできるようにいろんな面から検証していきたいと思えます。
澤栄美 委員	感想というか何といいますか。30ページに、小児生活習慣病は家庭の問題でもあるが、スクールソーシャルワーカーや学校との連携はあるのかというような質問とか、加工品の取り過

	ぎの対策やスクールソーシャルワーカーとの連携について検討をというのがあるんですけど、この議員さんはスクールソーシャルワーカーの役割というのを十分ご存じないのかなというふうに、何でもできる人みたいに思われているのかなとも思いますので、スクールソーシャルワーカーの業務といいますか、役割について広く知らせるべきだろうなというふうに思いました。ちょっと感想です。何かすごい違和感を感じたので。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 その点は機会を捉えて説明をしていきたいと思います。
村田 稔 委員	この中に含まれていることとはちょっと脱してしまうかもしれないんですけど、ちょっとお尋ねをしたいんですが、スクールソーシャルワーカーのことについての質疑があります。以前、別の資料で、スクールカウンセラーが勤務に就けない空白の時期があるというのを拝見しました。会計年度ごとに決められた勤務時間内でしか勤務ができないので、担当する複数の学校における勤務時間の割り振りがあらかじめ決まっていて、割り振りが決まって実際に勤務に就くまでに時間を要するため、3月末から4月末くらいまでスクールカウンセラーが実際の勤務に就けない空白の時間があるというのを資料で拝見したことがあるんですけど、熊本市がどうなのかというのはよく分からないのでちょっとお聞かせいただきたいんです。3月末から4月というのはこどもが一番やっぱり、新しい生活がスタートして不安定になる時期だと思いますので、一番できればいてほしいと思う時期かなと思うので、一保護者として、すみません、質問させていただきました。
吉里麻紀 総合支援課長	ご質問ありがとうございます。そのような指摘を以前も受けました。スクールカウンセラーは、配置校が決まってから、配置されたスクールカウンセラーが実際にカウンセリングを行うまでに少し時間がかかります。その期間につきましても、学校から総合支援課へご相談をいただきまして、こちらのほうから派遣をするような体制を整えております。3月、4月の空白期間につきましても、当課で調整してスクールカウンセラーを派遣しているような状況があります。
遠藤洋路 教育長	よろしかったでしょうか。

澤栄美 委員	分かりました。 他にいかがですか。よろしいですか。 澤委員、実際にどうなんですか。3月末から4月。 大体、会計の関係で3月の半ばぐらいまでというのは決まっているんですけど、今年どうだったかなと思ったら、私が一番最初に行っているのは4月14日です。だから1か月空かずに行っているの今おっしゃったとおり、そして定例で行くスクールカウンセラーだけでなく臨時のスクールカウンセラーがいるので、その間で臨時的なことが起こったりとか必要な場合は配置をされているんじゃないかなという想像をします。 基本的に私は時数があんまり多くないほうなんですけど、1つの学校に2人制だったりして月に2回か3回は、必ず行っているような状況なので、多分1週間とか10日に1回はスクールカウンセラーが相談に応じるような体制はできているんじゃないかなと思います。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。
澤栄美 委員	個人的な部分でしか分からないので。多分そうだと思います。
吉里麻紀 総合支援課長	澤委員がおっしゃったとおりの運用となっておりまして、澤委員のほうにも本当に緊急の場合など大変お世話になっている状況でございます。ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	他にご意見、ご質問はありますか。 ご発言がなければ、本件は以上といたします。
・報告（2）令和6年度（2024年度）小中一貫校への移行について 《福田衣都子 指導課長 報告》	
西山忠男 委員	細かいことで恐縮なんですけど、一貫校の のところに「中学校卒業時点での『目指す子ども像』を共有」とあり、子ども像という言葉がちょっと引かかるんですね。中学卒業した時点でまだ子ども扱いするのかという気がしてしまうんです。

	目指す人間像ではいけないでしょうか。
福田衣都子 指導課長	ご意見ありがとうございます。その点につきましては、ふだん学校では目指す子ども像という言葉は共有で使っておりますが、今後それも含めて検討させていただきたいと思っております。
遠藤洋路 教育長	何歳まで子どもなのかという問題はありますけどね。
西山忠男 委員	皆さんはどういう印象を持たれているかと思って。
澤栄美 委員	法的には18歳。
遠藤洋路 教育長	こども基本法では年齢は決まっていますが、大体18歳未満が。
澤栄美 委員	未満がこども。
遠藤洋路 教育長	こどもというふうに使うことが多いですね。
西山忠男 委員	こどもね。分かりました。
遠藤洋路 教育長	小児科も高校生までですね。
澤栄美 委員	ですかね。
遠藤洋路 教育長	そこは確かに中高生からしたらこども扱いしないでくれという気持ちは分かるかもしれませんが。 そこは実際の実情も踏まえて何らかいい言い方があれば考えてもらっていいかなと思います。
村田慎 委員	何が引がかかるかといったら、目指しているものなので、そこで目指している子ども像というのに違和感を感じるのかなと。私もちょっと気にはなるんですよね。定義で言えば高校生までこどもかもしれないですけど、こどもを目指すのではないので。
西山忠男 委員	そうですね。

村田 慎 委員	それがくっついているから引っかかるのかなという気がしました。
遠藤洋路 教育長	目指す。そうですね、ちょっと難しい問題ですね。
澤栄美 委員	目指す姿ですか。
遠藤洋路 教育長	人間像ですかね。昔、期待される人間像という、たしか国が出して大いに批判されたものがありましたけどね。 目指す子ども像、確かにこどもになることを目指すのではないといえばそうですね。そういう違和感はあるかもしれませんね。 これは、指導課長、どうなんでしょうか。「中学校卒業時点での『目指す子ども像』を共有」とありますけど、各学校でも実際に目指す子ども像という言葉で共有されているんですか、それともそれは学校によって違うんですか。
福田衣都子 指導課長	大きく目指す子ども像と言っておりますが、実際には学校教育目標を小中校で共有するとか、目指す姿であるとか、こんな力をつけたいであるとか学校によって少し、目指す子ども像と使わなくても、そのようなことで9年間小中の共有を図ろうというところに取り組んでおります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。意味としては卒業時に目指す姿ということなんです。 言い方は、ちょっとそれは確かに、それぞれ実際学校でそう言っているわけでないのであれば、何か少しいい言い方があるかもしれません。検討してみてください。 他にご意見、ご質問はありますか。 ご発言がなければ、本件は以上といたします。
〔閉会〕	
遠藤洋路 教育長	本日の会議日程は全て終了いたしました。これで、令和5年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。